

福岡第一・福岡第二検察審査会

【業務内容】

取扱い事項	窓口	フロア	電話番号
検察官の不起訴処分に対する 当否の審査の申立て	検察審査会	福岡地方裁判所 別館4階 西側	092-781-3141（代表）

【対象】

検察官のした不起訴処分に対して不服のある方
(被害者・告訴人などに限られます。)

【窓口受付時間】

平日 8:30～12:15、13:00～17:00

【申立に関する手続案内】

担当窓口に電話でご確認ください。

【費用】

手続案内及び申立手数料ともに無料

【問い合わせ先・所在地】

団体名	福岡第一・福岡第二検察審査会
住所	〒810-8653 福岡市中央区城内1-1 福岡地方裁判所庁舎内
電話番号	092-781-3141
H P	http://www.courts.go.jp/